

令和8年度

町民税・県民税の申告

令和8年度町民税・県民税は、令和8年1月1日現在、川俣町に住所のある方で、前年中（令和7年1月1日～12月31日）に所得があった方に課税されます。



申告の必要な方

下記のいずれかに当てはまる方は町民税・県民税の申告対象になっています。

- 商業・工業・農業・サービス業などの事業を営んでいた方
- 地代・家賃・配当などの所得があった方
- 土地・その他の資産を売った方
- 給与所得者で、給与所得以外の所得があった方や、2か所以上から給与を得ている方
- 前年の途中で会社を退職した方
- 公的年金受給者のうち、社会保険料・生命保険料・地震（損害）保険料等の控除を受ける方
- 同一生計配偶者（所得が58万円以下の配偶者）を扶養していて、扶養主の給与所得が1,000万円を超える方

※収入がなかった方や、収入が遺族年金や障害年金（非課税年金）のみだった方も、国民健康保険税や介護保険料等を課税計算する際の世帯所得や、所得証明に用いますので、申告が必要です。町県民税申告書に住所・氏名・生年月日を記入し、余白に「収入なし」と朱書きをして提出してください。

※定額減税補足給付金（不足額給付）は、法令で非課税所得として規定されているため、申告する必要はありません。申告会場へ来なくても自分で申告書を作成して提出することができます。町県民税の申告書は、町民税務課の窓口に備え付けてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

一町県民税申告書の提出方法及び提出先

直接
持参

役場1階3番窓口
(町民税務課税務係)

郵送先

〒960-1492 川俣町町民税務課税務係（住所記載不要）
3月16日(月)までに提出

扶養
控除

年金、給与などの収入のある方でも、年間の所得金額が58万円（給与収入のみの場合は年間収入123万円、65歳以上の方の場合で年金収入のみの場合は年間収入168万円）以下の方は、被扶養者として家族の扶養となります。年末調整を受けていない場合には申告してください。

申告相談の日程

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時

会場 役場本庁舎3階 大会議室（2月24日(火)は「山木屋公民館」）

| 日程 | 対象地区 |
|--------|----------------------------------|
| 16日(月) | 大綱木 |
| 17日(火) | 小島(1・2・3・4方部) |
| 18日(水) | 小島(5・6・7・8方部) |
| 19日(木) | 羽田 |
| 20日(金) | 秋山 |
| 24日(火) | 山木屋(山木屋公民館会場) ※役場会場での相談はありません |
| 25日(水) | 山木屋(役場本庁舎会場) |
| 26日(木) | 小綱木 |
| 27日(金) | 東福沢・川俣(柏崎) |

| 日程 | 対象地区 |
|--------|--------------------------|
| 2日(月) | 西福沢・鶴沢(油田) |
| 3日(火) | 鶴沢(東部) |
| 4日(水) | 鶴沢(西部) |
| 5日(木) | 小神 |
| 6日(金) | 飯坂(入組・昼組・大木戸・峠・成栗・荻平・砂田) |
| 9日(月) | 飯坂(上記以外)川俣(賤ノ田・東大清水) |
| 10日(火) | 川俣(仲ノ内・大作・小作・新中町方面) |
| 11日(水) | 川俣(本町・中島・壁沢・倉ヶ作・大内方面) |
| 12日(木) | 川俣(鉄炮町・瓦町・日和田・池ノ入方面) |
| 13日(金) | 川俣(八反田・五百田・宮赤・中丁方面) |
| 16日(月) | 予備日 |

※) 対象地区の指定日に都合の悪い方は、その他の日程でも申告相談ができますので早めの申告をお願いします。

※) 期間中（2月16日～3月16日）は、町民税務課の窓口では申告相談は行っていません。（無職・無収入の町申告書、自書による申告書提出のみ受け付けます。）



申告に必要なもの

令和7年1月から12月までの収入・控除・経費の金額がわかるものをお持ちください。

すべての方

- マイナンバーカード・マイナンバーが確認できる書類又は本人確認書類（運転免許証等）
- 本人名義の通帳など口座番号がわかるもの

| | |
|---|---|
| 「確定申告のお知らせはがき」や 「利用者識別番号等の通知書」 | はがきや通知書には予定納税額や利用者識別番号など、申告に必要な情報が記載されています。 |
| 源泉徴収票、支払調書 ※家族分もお持ちください | 給与・年金・報酬等の収入がある方 |
| 収支内訳書及び 収支の内容がわかる帳簿 ※事業所得（営業・農業による所得など）・ 不動産所得がある方 | 事業に関して給付される助成金や補助金がある場合は、決定通知書など金額が確認できるもの。※事前に収支内訳書や帳簿等をまとめてください。 |
| 土地、その他資産を売った方は、 資産の所在及び金額等が 確認できる書類一式 | 売買契約書の写し、土地や家屋の登記事項証明書、譲渡費用（仲介手数料など）の領収書の写し等。また、県等に収用された場合は、県等から届いた書類一式。 |
| 社会保険料の領収書または証明書 | 健康保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料、農業者年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などで、年末調整や公的年金等の源泉徴収において、この控除の適用を受けていないもの。 |
| 小規模企業共済等掛金控除の証明書 | 小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金（iDeCo の掛金など）の証明書で、年末調整でこの控除の適用を受けていないもの。 |
| 生命保険料控除の控除証明書 | 新（旧）生命保険、介護医療保険、新（旧）個人年金保険の控除証明書で、年末調整でこの控除の適用を受けていないもの。 |
| 地震保険料控除の控除証明書 | 地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書で、年末調整でこの控除の適用を受けていないもの。 |
| 医療費控除の明細書 | 医療費控除の明細書。明細書の「医療費通知に関する事項」に記入したときは、記入の元となった「医療費のおしらせ」の原本。※領収書の添付、提示による受付はできませんので、人ごと、病院ごとに医療費を集計し事前に医療費控除の明細書を作成してください。用紙は町民税務課窓口のほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。 |
| 寄附金控除を受けるための 受領書等 | ふるさと納税などの寄附を行い寄附金控除を受ける方は、振込書の控えや受領書等。 |
| 住宅借入金等特別控除を 受けるための書類 | 適用する控除の種類によって異なるため、詳しくは国税庁ホームページにて必要書類等の確認をお願いします。 |